

平成 27 年度第 2 回東久留米市地域自立支援協議会

平成 27 年 10 月 13 日

【地域支援係長】 それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。平成 27 年度第 2 回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

早速ですが、最初に資料の確認をお願いいたします。お手数ですが、資料番号を各自ご記入いただきたいと思います。今回は第 2 回の自立支援協議会になりますので、まず表紙の次第の右上に、2-1 とご記入ください。次に、第 3 期東久留米市障害福祉計画、平成 24 年度～平成 26 年度というものに、2-2 とご記入ください。次に、東久留米市地域自立支援協議会平成 27 年度第 1 回相談支援部会報告に、2-3。平成 27 年度第 1 回住みよいまちづくり部会報告に、2-4 ですね。平成 27 年度東久留米市地域自立支援協議会主催研修というものに、2-5。最後に、平成 27 年度第 2 回東久留米市地域自立支援協議会席次表に、2-6 とご記入ください。

全てあるかご確認下さい。配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。大丈夫ですか。

本日、藤岡委員は欠席との連絡がありました。及川委員は遅れるそうです。

それでは委員長、よろしく願います。

【委員長】 それでは第 2 回東久留米市地域自立支援協議会を始めます。

今日の流れですが、前半が第 3 期の計画の評価の続きで、数値確認と意見交換をしたいと思います。資料で言うと 2-2 です。

休憩を挟みまして、後半ですけれども、「3 報告事項」で、各部会からの報告を行いたいと思います。

ご発言のときはお名前を最初におっしゃっていただき、マイクで拾いやすいようにご発言いただければと思います。また、手話でコミュニケーションされる委員の方がいらっしゃいますので、適切な速度でお話しいただければと思います。

最初に、本日、市の社会福祉協議会から実習生の参加希望があります。守秘義務については既に同意書をもらっているということで、参加ということによるのでしょうか。特に問題なさそうですので、オブザーバーとして参加させていただきます。

では前半の議題です。第3期障害者福祉計画の評価の残りです。事務局、よろしく申し上げます。

【管理係長】 資料の2-2のPDCA表をごらんください。前回までお話をさせていただいた続きになります。

(1) 相談支援事業というページをごらんください。

こちらは、地域生活支援事業についての計画と実施状況について記載をしております。中段のところをごらんください。障害者相談支援事業ということで、本市には主に身体と知的を主とした「さいわい福祉センター」、精神を主とした「めるくまーる」という事業所がございます。こちらが委託相談支援事業ということでございますが、そのほかに、26年度中の法内の相談支援事業、計画相談をやっているところは、26年度終わった時点で、児童と成人合わせて15の計画相談支援ができる事業所ができたということでございます。

地域自立支援協議会についてなんですが、こちらの協議会になります。26年度の開催実績は6回。部会のほうは、相談支援部会が4回、住みよいまちづくり部会が2回の開催となっております。

住宅入居支援事業については、本市には制度がございませんので、実績の項目もなしということになります。

成年後見制度については、制度は24年から設置をしておりますが、26年度の利用実績はなしということになっております。

続けてページをめくっていただいて、(2)コミュニケーション支援事業の部分になります。こちらには、手話通訳派遣事業と要約筆記派遣事業の実績を載せてあります。平成26年度の手話通訳派遣事業の実績、派遣件数は、241件。要約筆記の派遣件数は、45件となっております。要約筆記につきましては、計画値が95ということで、実績は半分近くという形になっておりますが、基本的に、手話もそうですが、その年その年の利用される方の状況によって、大きく数字が変わってくる部分がございます。手話派遣につきましては24、25、26と、年々利用が増えている状況ですが、要約筆記については64、49、45と、数字で言えばちょっと利用が減っているという状況でございます。

めくっていただいて、(3)移動支援事業をごらんください。移動支援事業につきましても26年度の実績値が記載されております。実利用者数としては268名と、前年25年度の272名に対して若干名減っている状況でございます。また、利用時間についても2,453時間と、25年度の実績の2,466時間に対して若干減っているという状況でございます。計画値と比べますと、数値としてはちょっと少ない形になります。過去3年間の数値を見ていただき

ますと、ある程度数値としては落ちついてきている状況なので、制度の周知や利用状況ともに、ある程度、該当される方については利用していただいている状況にあるのかなと考えております。

次のページ、(4)日常生活用具給付事業をごらんください。こちらにつきましては、日常生活用具の分野別に支給の実績を載せております。こちらにつきましても、前回ご意見をいただきました補装具と同様に、特に制度の中でお断りするような形はなく支給しているもので、件数的にも、細かな住宅改修の部分であったり、数値が少ないとどうしても変動は大きく見えるんですが、全体としては25年度ほぼ同様の件数の支給ができていう状況でございます。

めくっていただいて、(5)地域生活支援センター機能強化事業をごらんください。センター機能事業につきましては、I型、II型というものがございまして、I型についてはめるくまーる、II型についてはさいわい福祉センターのことになっております。それぞれ年間の実績として、利用者数を記載させていただいております。こちらも基本的にはある程度、数字は落ちついてきているという状況でございます。

最後に、(6)その他事業をごらんください。こちらには、日中一時支援の実績、手話講習会の実績、自動車運転免許の助成、自動車の改造の助成の実績を載せております。日中一時支援につきましては、24年から25年と、利用者は大きく伸びたのですが、26年については213件と、10名の増になっております。また、利用の実績、日数の記載はないんですが、放課後デイサービスができた関係もありまして、利用されている方の人数は増えているんですが、利用の実績、日数としては、放課後デイサービスにある程度移行しているという状況がございます。

ざっとですが、資料の説明は以上になります。

【委員長】 それでは、一つ一つ確認をしていきたいと思います。地域生活支援事業のうち、まず(1)相談支援事業です。

【委員】 相談支援事業ですね。26年度が、一般相談の件数は165件、全部記録に落としているわけではなかったのですが、数的には少ないですが、知的が70%以上という感じですか。サービス利用計画は70か80件ぐらいという感じだと思います。計画相談の作成に少しずつなれてきたという感じですか。ただ実際には、アセスメントをし、計画をつくり、関係者会議をして、モニタリングをしてという一連のスタンダードな流れになかなか切れていなくて、まだ支給決定が先で、後から計画相談を作成するとか、関係者会議がほんとうは必要なんですけれども、お電話で状況確認をして、モニタリングとか合意を図ったりとかということで、今進めているところです。

ただ、いろいろな形で利用者の方には周知がされてきているので、もう少ししたらある程度、形がきちつとなっていくのかなと思います。ただ、前回もお伝えしましたけれども、社会資源とか使えるサービスというのは至って限定的なので、現行のあるサービスを組み立てているという形にとどまっているのが課題かなと思っています。

以上です。

【委員】 相談支援事業所では、毎月大体500件ぐらいの電話相談、面接での相談、同行支援等々しております。その主な仕事の中で、今計画相談で、さいわい福祉センターもおっしゃっていたような相談支援の仕事が入っております。今月末までで145件ほどになります。同じように、ケース会議までたどり着けずに、マネジメントまでできているというよりは、書類ありきという形の計画が多いかなというところが課題かなと思っています。

精神専門ということなのですが、重複障害の方で聴覚障害の方、また車椅子の方が、少数ではありますがいらっしゃることがあり、一緒にアパートを探したりと、手話通訳さんとかもお願いしながら、させていただいているような状況です。

大体以上です。

【委員長】 計画相談の数が増えてきて、流れになりつつあるとはいえ、まだサービスの利用と計画が逆になったりとか、まだ機械的な相談、計画になり得ることもあるという意見が出されました。

【委員】 私どもも計画相談を、特定相談事業ということでやらせていただいていますけれども、とにかく手続が滞りなく進めるためにやっているという状況もありまして、実際の相談の充実ということをやって、連携を図っていかないといけないという課題は持っているんですけれども、まだなかなかそこまでたどり着けていないという状況で、今後努力していかないといけないなと思っています。

【委員長】 事業所数15という数はいかがでしょうか。今後この15の事業所が、今後増える可能性というものはあるのですか。

【管理係長】 現時点でお話は出ていないと。むしろ1事業所から、人的な関係で一時中断したいというお話を、今いただいている状況です。

【委員長】 ということは15より減る可能性があるということですか。

【委員】 児童の相談支援をやっているんですけれども、児童は放課後デイを使うのに必要なもので、利用される方が多くて、ただ、放課後デイを使うための計画なので、手帳を申請するための、受給者証の申請のための契約みたいになっていて、今日も、お母さんが体調悪くなったので放課後デイを1カ所増や

しましたと、その事業所に契約した後に、その事業所から、その方がうちと契約するようになったので、上限がどうのこうのという情報が来たりと、親から来るのではないというのがあったりして、計画相談をやらなくちゃいけないということは浸透していても、計画相談の本来の流れと意味というのは、まだまだ浸透できていないのかなと思うと、ご家庭に連絡して、何かあったらご相談くださいねというのは、すぐご連絡したんですけれども、こちらも力不足だったし、もうちょっとやり方をきちんと説明しなくちゃいけなかったのかなと反省はしています。

【委員長】 相談が、ニーズのための相談ではなくて、受給者証を出すための相談になってしまうということでしょうか。確かにそれは本来のあり方ではないですね。

【委員】 確かにケースの中には、違う事業所さんのサービスを使っているけれども、計画相談は例えばうちだったりとかしたときに、何かがあったときに相談をかけられるというのは、増えてきていると思います。それで、じゃ、具体的によりよいサービスにつなげられるのかということ、なかなかそうじゃないんですけれども、ただ、相談窓口として機能していくということや保護者の中にも少し相談をかけてみたいという思いが出てきていらっしゃるのかなと。

だから、本来あるべき方向に双方が向かっていくように、情報提供なり対応するのが必要だし、この間、1件の方の事業所が今休止されているのは、小さな事業所さんだと、相談支援専門員を複数置くということが無理なので、兼務ができないですしね。だから、そういう制度の問題とか、お金の問題とかというのも絡んで、15が適切かどうかというのは判断できないんですけれども、何かもうちょっと手当てをしないと、機能ができないのかなと思うところもあります。

【委員】 今出た児童デイのところで、サービスを受けるための相談になっちゃっているというところについては、市としての姿勢もしっかり示していかないと、後でちょっと知りたいんですけれども、放課後等デイの予算の伸び率というのは、かなりの伸び率があると思うんですよね。そこら辺と、障害福祉全体の課題に対する予算配分というのも、しっかり考えていかないといけないのかなというのと、後で言おうと思ったんですが、これまでの放課後等デイの東久留米の姿勢というのは、良質な事業所を育てていくんだと、前課長がここではっきり言っておったんですけれども、この間、結構新しい事業所ができてきているんですね。そこら辺の行政側の考え方というのもしっかりと伝えてもらわないと、こういう評価ができないかなと思うので、そこら辺のところを教

えていただけるとありがたいなど。

【委員長】 放課後デイにかかわる予算と、全般的な予算との関係でしょうか。

【委員】 そうですね。

【委員長】 あるいは、放課後等デイに基本的には参画しても、質のいい放課後をきちんと提供できているかということとの関係ですね。

【委員】 我々相談支援事業所も、相談って、学齢期だけを切り取るわけじゃないので、その人の一生を見ていくという中で、相談のあり方みたいなのを考えていかなきゃいけないので、サービスを受けるためだけの相談ではまずいんじゃないかな。結局はそこで予算がとられてしまって、ほかの障害福祉の予算に影響を及ぼしているということがあるんじゃないかなと思うので、そこら辺もしっかりと情報提供していただけると、相談支援従事者の方たちにとっても、何が大事なのかというのが理解できるんじゃないかなと思います。

【委員長】 今のようなことに対して、何か情報等ございますでしょうか。今すぐというわけにいかないところもあると思いますけれども。

【管理係長】 お配りしたP D C A表の最後の参考資料の部分をもう一回、前回見ていただいた部分なんですけれども、利用日数というのがある意味そのまま、どれぐらいの給付費になっているのかというところとリンクしてくる部分なので、見ていただきたいんですけれども、実績値、25年始まって、26年が838から965ということで、27年度については、まだ半年しかたっていないんですけれども、ほぼ同じぐらい増えていくのかなと現時点では予測しております。

委員のおっしゃるとおり、市のほうにも、近隣の放課後デイサービスができたときにはご挨拶にいらっしゃる事業所もあるので、清瀬であったり、西東京であったり、ちょっと遠いと所沢とかというところもご挨拶にいらっしゃっていて、利用状況を見ると、かなり市内に限らず市外の放課後デイサービスを使われている方が増えてきている状況が、一応実績としては出てきています。

【委員長】 放課後の問題は本会議でもずっと議論しています。その数が増えることは大事だけれども、障害のある人の発達に必要な放課後活動については、必ずしも十分考えられていない事業所もできているのではないかということが、昨年来の議論です。また、放課後をただ使いたいためだけの計画相談ではなくて、その人の発達に必要な計画相談という視点が必要なのだろうと思います。

【委員】 今後とも新しい事業所は市内に入れていくんですかね。八幡町にできましたよね。

【福祉支援係長】 市内に放デイの事業者の参加というのは、26年度中から結構営業にきたケースがあります。私に対応したときは必ず、計画相談というのはご存じですよと、その事業者さんに聞くようにしています。事業者さんによっては、それって何ですかと、逆にそういう計画相談云々を全く知らないところが市内に参入をという話がありましたので、必ず私が窓口で対応したときにはその辺も含めて、将来の自立のために、計画に基づいた放デイという形になるので、その辺をしっかりと理解してもらわないと、その辺は必ず理解をしてくださいというふうに、私からはお願いしていました。

今回、27年度にも八幡町に1件できたんですけれども、他市では何カ所か、清瀬とか西東京とか、結構できているという話はあるんですけれども、私のところに来たケースについては、その辺も含めて一応事業者さんにお話をし、理解をした上でという形にしていますので、このところはそんなに私のほうには、営業という形で放課後等デイサービスの事業所を市につくりたいというお話は、最近は少なくはなっております。ただ、どうしても市外にできますと、新しい事業所さんにつきましては送迎つきという形のPRをしていますので、どうしても市外の事業所さんの利用というのが増えてきているのは確かだと思いますね。

【委員】 一応、そこは見に行っていたいた？

【福祉支援係長】 私はまだ行ってない。

【委員】 そうですか。ぜひ。

【福祉支援係長】 一部には東京都のほうが、その辺の事業所の放デイのあり方というのが、ちょっと心配はしているというあれはありますけどね。あまりにも野放しに近いような状態になっちゃっているんで、というのは、東京都の方も話はしたのを聞いてはおります。

【委員長】 繰り返しになりますが、数が増えることは大事ですが、質と内容を伴わない事業所の参画は、市民にとってマイナスになりえますので、そのところは我々も注意深く確認することが大切だろうと思います。特に東久留米は、古くから放課後活動の発達的な意味をしっかりと意識して行っている事業所もあり、この市の特徴でもあったと思います。改めて東久留米の放課後活動をしっかりと考えていく必要はあると思います。

改善点ですが、軌道に乗せていくとともに、本質的な人の発達を支える相談を目指していくということでもよろしいでしょうか。

【委員】 私は直接経験がないものですから、お聞きしたいんですけれども、放課後デイサービスと作業所の利用なんかは、併用することはできるのか、あるいは併用するような場合というのはあるものなんでしょうか。

【委員長】 私の知る限りでは、多分できないと思います。

【委員】 いや、できない。

【委員長】 放課後デイは子供で切れてしまうので、成人期の「放課後」いわばアフター5のような制度が本来は必要なのだと思います。

【委員】 放課後等デイで18歳までは放課後利用できるんですが、18歳で切れると利用できないんですね。今、放課後等デイはわりと就労保障的な感じで、お母さんが働くような形になっちゃっているんだけど、18歳以降の制度ができていないから、せっかくお母さんが働けているのに、そこがぽつとあいてしまうというところがあって、そこら辺の制度の展開が国から示されていないので、なかなか厳しい、どうなのかなとは思っておりますけれども。

だから、放課後等デイを使って作業所に行くというのはないんですね。学校へ行って放課後等デイはあるんですけども。

【委員長】 これも昨年度から議論していますが、大人の人のアフターファイブ、余暇を支える制度がない中で、その制度を今後作ることが必要なのだと思います。

【委員】 自立支援協議会のところで個人的に思ったことなんですが、現在、相談支援部会と住みよいまちづくり部会ということで、2部会でやられているんですけども、分野としては就労支援なんかとか、ほかの課題なんかもありますので、今すぐというわけではないんですけども、将来的にはそのあたりのことも検討していけるといいのかなと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

【委員長】 今日、後半に少し部会の現状や方向性を議論したいなと思っておりますので、今の委員のご提案は、少し就労に特化した部会も必要なんじゃないかというご提案だと思います。それも少し含めて、後半議論するということがいかがでしょうか。

【委員】 はい、結構です。

【委員長】 それでは(2)のコミュニケーション支援事業に移りたいと思います。

【委員】 私ははっきり把握しているわけではないんですけども、聞こえない人が通訳を申請したけれども、通訳がいなくて断られたというケースはないみたいです。全部、通訳を派遣してもらっていると思っておりますけれども、この資料を見ると、市が計画した数よりも実際に通訳を申請する人が多いんですけども、この辺の数はどういうふうになっているんでしょうね。例えば27年度とか、ますます増える可能性もあると思うんですけども、計画と実績に差があり過ぎるので、その辺をお聞きしたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。26年度、各年度そうなんですけれども、計画値よりも実績値が上回っていますので、このことを踏まえて第4期がどうだったかということですのでけれども、事務局、何かございますでしょうか。大丈夫ですか。

【福祉支援係長】 第4期の障害福祉計画なんですけれども、一応見込みとしましては、27年は大体、手話通訳で200件、それから28年度、29年度につきまして、一応210件という形で数字は増やしております。その数字からしても、今の実績はそれ以上の数字になっているんですけれども、第3期の障害計画に基づいてやる第4期という形になりますので、それまでの計画の数字が150ぐらいですので、一気に250、300という形の障害計画は難しいという判断をしまして、一応200ぐらいに計画値は増やしております。

【委員】 毎年少しずつですね。

【委員長】 第4期については大体200から210ぐらいの計画値です。26年度は241もあるので既に足りない計画に見えますが、200を超える形では計画をしているということだと思います。断られたケースは過去にないということです。

【委員】 はい。

【委員長】 コミュニケーション支援の評価としては、年々実績が上がっているのですが、実情に見合った派遣を行っていくということでもよろしいでしょうか。それでは、続きまして、移動支援に行きます。特にはよろしいですか。計画値を少し下回る実績値です。

【委員】 毎回言っているんですけれども、この実績値というのは、ヘルパー不足で断っているというのがかなりあるということと、利用者さんの中には、成人の場合、1カ月20時間、3カ月で60時間ですけれども、もちろん、月20時間使わない方もいますが、ニーズがどうしても必要な人があって、20時間を超えている方もいるんですね。一律20時間というのがほんとうにいいのかどうかという、計画値にっていないわけですから、その人のニーズに合った支給ということも考えていただきたいなと思っています。

【委員】 いいのでしょうか。学齢のころの方の話もさせてもらうと、新たにヘルパーを利用したいと希望されたときに、もう利用されている方でヘルパーの数が、委員から言っていたように、ヘルパーがいなくて受けられませんかという形で、時間は持っているけれども使えないという潜在の方もいらっしゃると思うんですね。で、先ほど事務局から説明があった、数値が安定してきているので満たしているだろうというのは、見方としては一面的かなという気が私もしていました。

【委員長】 つまり、使いたくても使えない状況があるということでしょうか。

【委員】 いらっしゃると思います。

【委員長】 ヘルパーが足りない、あるいは20時間を超えて使いたいということでしょうか。

【委員】 それ、一番あるよね、どこ行っても。ヘルパーとあれが全然足りないんで、ほんとうに今、俺たちも困っているところがあって、帰りなんかにしても人がいないから、何でも後回しになっちゃうんだよね。だから、そこがほんとうにネックがあって、どこ行っても、介護でも今、入ってくる人がいないというから、そこのところがほんとうに、どこ行っても人が足りない、人が足りないというんで、そこを何とかしたいといったって、無理じゃないかなと思うところもあって。

だから、潰れていくところが多いよね、増えるより。全国で俺たちやっているけれども、できないって、職員がいないし、そこの人で、どこに行ったらいいのかという問題がすごくあるらしいんだよね、地方なんか。

【委員長】 使いたくても使えない状況ということですね。

【委員】 うん。俺たちは使いたいんだけども、使えない。

状態が多いですね。で、お金がない。区役所もお金を出してくれない。その2つが重なっちゃっているから、うまくいかない。

【委員長】 数値として安定しているように見えるけれども、ヘルパー自体を増やしていく取り組みが必要ということでしょうか。

【委員】 それをどんどん増やしてくれればいいんだけども、今はグッドでも大分やめた人もいるし、入ってくる人がなかなかいないという状態ですよ。

【委員長】 ヘルパー自体の数を増やす取り組み、あるいは利用時間の上限を高めることが今後必要だろうということです。今のご意見をうかがっていますと、ヘルパーがやめられてしまうことも課題でしょうか。

【委員】 そう。長くいてもらいたいんだけども、いなくて、やめちゃう人が多くて、いつもそうだよ。

【委員】 移動支援の事業所側としては、移動支援の単価が、移動支援が始まったときから全く変わっていないんです。毎年最低賃金は上がっていく中、単価が全く上がっていないというのは、全部事業所の負担で何とかぎりぎりやっているというところで、委員が潰れると言うのもわかる気はします。

【委員長】 単価をどのように上げるかは今後の課題ですが、ヘルパーで働く人が金銭的に保障されて安心して働ける環境づくりは、考えていかなければ

ならないでしょう。地域で暮らすことを考えれば、ヘルパーがあることが必要不可欠で、そのなり手をどのように増やすかを考えていかなければならないということです。

【委員】 どうやったら増えるかというのが全然考えられないよね、今の。

【委員長】 何かいいアイデアはございますか。

【委員】 究極に言えば、やっぱりお金だと思いますけれども。

【委員】 お金だよ。お金がないからこそ、やめていくのが多いんだよ。

だから、俺たちの時間もすごく少ないから、それじゃだめだって言われるわけよ。区役所がもうちょっと考えてほしいというのは、そこなんだよね。

【委員長】 ヘルパーとして働いて、賃金をきちんと保障するということ。1年、2年の単位では実現しないかもしれないけれども、これからの目標でしょう。

【委員】 そのヘルパーの数を、この協議会でもある程度把握していくとか、あと年齢層とか、そういう実質的なことをやっていかないと、呼びかけるにしても、具体的なことを通していかないといけないのかなと思うので、ぜひ自立支援協議会でも、そういったデータ集めみたいなものができるといいのかなと思います。

【委員】 僕のところにも介護が入っているんだけど、17歳の人が入っていて。

【委員】 17歳？

【委員】 15歳の人も入っているし、ほんとにヘルパーなんて、ほんとに子供で、自由にさせてくれなんて俺のところへ来て、やってもらうのはいっぱいあるんだけどと言うんだけど、そういう人じゃないとほんとに来ない。という世の中らしい。

【委員長】 ご提案あったように、この会でも、ヘルパー実態調査の実施を来年度以降の課題の1つにする必要があると思います。改善策として、ヘルパー実態調査を入れておきたいと思います。

それでは（4）日常生活用具給付事業に移ります。これも計画値と実績値で多少のずれがあるものの、申請があったものについては断ったケースはないということです。今後も従来どおり申請があったものについては、基本的には認めていくという評価にしたいと思います。

次に（5）地域生活支援センター機能の強化事業です。めるくまーる、さいわい福祉センターとあります。

【委員】 なかなか計画値を毎年5人ずつ上げていっても、そう簡単に人数が増えるものでもないというのが正直なところ。来る方、来ない方、非

常に波も、1年の中でも非常に波もありますし、なかなか。1つは、めるくまーるが周知徹底されていないというのも1つの課題かなとは、市民の中にまだまだ広めていかなければいけないというところが課題かなとは思っております。

ただ、1つ幸いなことに、計画相談という形でかかわらせていただく中で、めるくまーるを紹介し、まためるくまーるへつながってくるという方が、ぽつりぽつりと今、見えてきておりますので、そういう形でも場を提供できていければいいかなと思っております。

【委員】 さいわいセンターについては、そもそもの地域生活支援センターが通所訓練事業を母体としてきたということで、今、生活介護の事業等に卒業生の方が直接に行かれるという流れになっているので、数字的には下回ってきています。これからのⅡ型として、どういう人たちを対象にしてサービス提供していくのかというのを考えていかなきゃいけない時期に来ていると思っております。

今、通所訓練の方々と、あとは入浴サービスですとか、機能訓練ですとか、いろいろな各種講座とかをやっているんで、そういう方々を実績数値として入れ込めば、もうちょっと上がるという気はするんですけども、ほんとうに、例えばですけれども、中途障害でなかなか職を失って、だけれども家から出る手段がなくて、在宅になっていらっしゃる方も中にはいらっしゃるんですね。そういう方々のデイサービスの部分というのを、もしかしたら担っていくという方向性も考えていかなきゃいけないのかなと思っております。それなので、見直しの時期に来ていると考えています。

【委員長】 Ⅱ型は実践の内容も含めて、見直していくということでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 いつまでに？

【委員】 そんな早くできないです。条例の問題もあるから。

【委員】 はい。

【委員長】 評価はいかがでしょうか。

【委員】 実態、何をやっているのかわからないという施設なのかなというところと、ほんとうに場を提供する場なので、成人の方なので、非常に来たり来なかったり、なかなか定着というのが、作業所さんもですけれども、非常に難しい方が多いので、なかなかお一人お一人、目を向けてというところは、難しいかなと思っております。ほんとうに場を提供しているというところが一番大きいかなと思っております。

と同時に、今月めるくまーるは、実は引っ越しをいたしまして、場にしても、

少し充実ができればいいかなと思っております。

【委員】 小金井街道？

【委員】 小金井街道ではなくて、就労支援室あおぞらのすぐ近くの、JAの反対側ぐらいのところに、幸町3丁目ぐらいでしょうか。中央町地区センターの道路を挟んだ反対側に。

【委員】 じゃ、ご近所ですね。

【委員】 はい、近々。

【委員長】 精神障害のある方については、まずは場の提供のようなことが大事ということでしょう。

それでは、最後になりますが、その他事業で、主に日中一時と手話講習会修了者がこの主な論点です。まず日中一時ですが、計画値をかなり超えた実績値、213です。4期は大体210ぐらいの数値を計画に見込んでいます。

【委員】 発達障害の子供たちが多いということで、一応うちの事業所にも結構、不登校の方たちが、家にずっといるよりはということであるので、そういう日中一時みたいなのは必要とされているんだろうなという感じはしますね。

【委員長】 増えている意味はそういう方が増えているからだということですね。

【委員】 そうですね。

【委員長】 そうすると、学齢期ですか。

【委員】 そうですね。うちの場合は学齢期かな。

【委員長】 平成24年度の実績値と比べると、結構増えています。

【委員】 そうですね。

【委員長】 増加が発達障害関係とすれば、その支援にしっかり視点を当てていくということが、これからの課題でしょう。

【委員】 そうですね。

日中一時じゃなくてもいい？

【委員長】 それでは、日中一時は一旦とめて、手話講習会修了者に行きます。

【委員】 手話講習会は4年コースなので、4年間続けていくのも大変で、数の変動もあると思うんですけどね。

【委員長】 少しずつ実績値は伸びているという印象はいかがでしょう。

【委員】 計画値よりも実績は下がるという意味は、どういう意味にとったらいいのかかわからないです。

【委員長】 計画値より低いのは、少し計画の見積もりを誤った可能性が高

いとも考えられます。

【委員】 人の数という意味ですか。開く数ですか、どうですか。

【委員長】 実績値は修了者です。

【委員】 卒業した人の数？

【委員長】 人数が年々増えていることは大切なのですが、計画値に満たないことは課題だと思います。

【委員】 数値の状況が、サービスの状況によっては計画値よりも実績値が増えていたり、計画値よりも少なかったりとか、今のところ計画値に対する軸というよりは、今のお話を聞いていると、ニーズに沿った形で数字が増えているような感じがするんですけども、前回のときにもお願いしたんですが、コイノニアさんのグループホームがグループホームとして認められないということが、前回の説明では数値の中に入っていなかったということで、行政側の方はおっしゃっていたんですけども、そこら辺、引き継ぎの事項でもあるみたいな形で、ちょっと曖昧な状況だったんですが、今後グループホームというのはほんとうに重要な施策になってくると思いますので、コイノニアさんの開設は何をもって給付対象の事業所になれるのかというのを、きちっと伝えていただきたいなと思うんですね。そうしないと、利用者が困ってしまう。事業所のほうもあるかもしれないけれども、それを使う利用者が、負担がすごく大きくなってしまうので、そういう意味では、コイノニアとして不足があったのであれば、それはそれで、コイノニアにも我々はかかわりもあるので、諮らせてもらうんですが、何をもってすれば、総合支援法の事業所としてのグループホームになれるのか。

今回の評価でも、わりとニーズを中心に数値が動いているというふうに認識は持っているし、特に放課後等デイなんかも、現在でももう去年の数値に行って、倍になるという状況があるわけだから、じゃあグループホームだけ、その数値にかさがかかっているということは、我々としては今後のことを考えると、大きな危惧かなと思いますので、そこら辺は明らかにしていただけるとありがたいなと思います。

【管理係長】 まず、計画の部分ということでのことなんですけれども、前回の繰り返しになってしまうんですが、作成当時のときに、まだお話をいただいていたなかったということもあって、その数字が加味されていないという状況は、前回ご説明したとおりになります。

個々の事業所の部分については、この場でお話しするのはあれなんですけれども、基本的に、それはグループホームに限らず、新しい事業所をつくれる、または定員を増やされる場合には、必ず市にご連絡、ご相談くださいというふ

うに、一応お願いをしている次第でございます。過去に反対運動のあった事業所もございまして、いろいろなところからお問い合わせをいただいたときに、何も伺っていないという状況は、市としては困るということで、まずは必ず説明を市のほうにさせていただきたいとお願いしている次第でございます。お話しただいていたら、計画の見直しのタイミングにもなると思うんですけども、こういったものに盛り込んでいくということができのかなと思っております。

計画の部分についてということで、私から先にご説明をさせていただきました。

【委員】 特にグループホームに関しては、近隣住民とのことも日常生活の部分でいろいろあるということで、事前に伝えてもらうということが条件で、数の増については原則認めていくということになるのかな。事前にきちっと伝えていくということで。

【管理係長】 事業所の認定については、基本的には東京都が。

【委員】 そうだね。

【管理係長】 窓口になっているので、直接事業所、例えば施設基準とか、そういったものが問題になってくると思うんですけども、その部分は東京都の所管なので、市がいいとか悪いとかというふうには、基本的にはそういう言い方はできないですね、事業所について。

【委員】 でも、市のほうで一筆書くよね。

【管理係長】 例えば補助金とかを国から受けるとか。

【委員】 そうか、建設費。

【管理係長】 そういった場合には……。

【委員】 書くけれども。

【管理係長】 地域の理解は得られているのかとか、そういったことを行政として、意見書みたいな形で一緒にあわせて補助金の申請をしていただくというのがあります。

【委員】 わかりました。そうすると、コイノニアさんの場合はそこが漏れていたということで、現時点では認められないけれども、いつになったら認められるのかというのを。そうしないと、利用者の方が困るよね。

そこは答えられなければ、また考えていただいて、利用者が安心して住めるグループホームであってほしいなと思いますので、また、これからもグループホームについては各事業所、一応、通所事業所では全てのところがグループホームを持つような形になったと思いますので、それでもまだ足りないという状

況もありますので、この計画にどうのつけるかというところは、お互いに見通しを持ってやりたいなと思いますので、ぜひコイノニアさん、どうしたら認められるかということも同時に考えていただけるとありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

【委員長】 どういう経緯で認められなかったということについてはいくつか要因があるのかもしれませんが、実際にそれを利用される方がいらっしゃるの事実ですので、できるだけ早く、もちろん手続上問題があってはまずいですが、制度にのせていくことが必要なのだと思います。あわせて、これから先もホームが立ち上がるにあたって、制度の範囲の中で進めていくようにしていかないと、利用者の不利益になってしまいます。利用される方が最優先になるような形で進めていくことが大切だと思います。

【委員】 言い忘れたところで、本日の最初の地域生活支援事業の（１）相談支援事業の成年後見制度のところなんですけれども、他市のケースで、かなり成年後見の問題が、日中活動の事業所に通われている高齢の方の今後をどうするか、親も高齢化していてというところの問題が、かなり出てきていると聞いていまして、ただ、今回のこの東久留米の資料だけを見ると、24年度から支援制度があり、26年度の利用実績はなしというところだけで結果が進んでいくと、特にニーズがないんだとか、必要ではないんだということになってしまうのかなと思うんですけれども、おそらくかかわっていらっしゃる日中活動の事業所さんなんかには聞けば、必要なケースというのは多々、今出てきているんじゃないかなという気がするんですけれども、この点、東久留米の実情がわからないので、どうですかね。聞くとしたら、委員さんに聞いたほうがいいのかなと思ったりはしたんですけれども。

【委員】 社協じゃない？

【委員】 社会福祉協議会がという話は、市の委託で成年後見推進事業というものを受託しているというところからのお話かとは思いますが。現状、成年後見に関しての東久留米市の実情というのを、私からお答えしてもあれなんですけれども、正直なところ、高齢者利用に関して、まず力が入っているところかなという感じがいたします。

ようやく現在、担い手となる親族後見、それが弁護士さんや司法書士さんなど担い手の方が、専門家による担い手がようやく増えてきまして、むしろ逆転しているような状況が成年後見にはあるんですが、まだまだ担い手は、先ほどのお話と同じように不足しているところもございます。ましてや知的障害の方や精神障害をお持ちの方の支援にかかわる後見人となりますと、どうしても法律上の知識だけではなくて、福祉や障害に関しての理解なども、どうしても必

要となってくるところで、特に他市からもおくらしているところはあるのかなと思っております。

本日の委員さんの中にも何人かいらっしゃいますが、成年後見の運営委員というものもございまして、そちらでも1つ、今後の課題として提案されているところではあります。障害者分野に関しての成年後見利用に関して、まだまだ準備をしているようなところがございますので、現状では実績はもちろんのこと、相談や、それから紹介などはもちろんできるところではあります。じゃあ実際、担い手となるような方や、具体的な支援に関しての方向性というのが示されていないような状態がございますので、もう少し時間をかけて、そちらの受け入れ態勢も進めていくような段階に今ございますので、そこら辺もまた皆さんのご意見なども伺いさせていただきながら、1例目、2例目と進めていければと考えているところではあります。

以上です。

【委員】　　うちのほうでは、グループホームで生活されている方で、1名が成年後見をもう使っていらっしゃる。それはいとこの方がなっているという形で、もう一つが、今弁護士と話をしている、お父様が亡くなられて、お母様も高齢だということで、誰に後見についてもらおうかということで、今調整をしている段階で、ほんとうにこれからかなと思っております。

【委員長】　　成年後見の運営委員会というのがあるのでしょうか。

【委員】　　成年後見制度推進機関というもののの中に、成年後見制度の推進を見守るような委員会といたしまして、弁護士さん、司法書士さん、それから社会福祉士の方、そして行政の各部署の方、そして市内の施設の方、高齢者施設の方といった方々、12名の方に入らせていただきまして、なかなか成年後見というのが内部理解も、それから、利用の具体的な方向が見えてきたところではありますけれども、障害者の分野に関してもそうですが、まだまだ不十分なところがあるというところを、PRを進めたりさせていただきながら、先ほどの担い手など、地域の身近なところで担い手ができるような仕組みも、ご意見をいただくような機会として、運営委員会というのを設けさせていただいております。

【委員】　　成年後見で一番考えなきゃいけないのは、親御さんが支えていて、それをグループホームで受けとめてきたという流れがあるんだけど、そこへ変わったときに、親御さんの思いが繋がっていないと、かなり厳しい状況になってしまうだろうなという意味で、グループホームの機能をもうちょっと専門家を入れながらつくっていかないと、その人の生活の判断みたいなのが、お互いにきちっと議論できるような形にしないと難しいんじゃないか。特にう

ちなんかは言葉のない人たちが多いので、そういう意味では、とてもそこを仕掛けていながら成年後見に向かっていかないと、引き続きなつた方が全然考え方が違ってしまうと、グループホームもいられなくなることになるのです。

ただ、うちの1件の方は、行事にも参加してもらったりとかして、すごく交流していただけるので、そういうのが守られるんだけれども、そういうケースがこれから、いろいろなケースが地域の中で出てきて、いろいろな問題を整理しながらつくり上げていくことになるんじゃないかなと。そういう意味でも、事業所のあり方みたいな、親の支えじゃなくて、自分たち職員集団がどう支えるかということ、専門とつながって支えるかということに、しっかりと置いていかないといけないのかなというのが実感としてはあります。

【委員】 成年後見じゃなくて、また日中一時のほうに戻るんですけども、第4期をつくるときに、成年の余暇というところで、日中一時での対応というのが4期の計画で出ていたと思うんですけども、グループ支援とかそういう方向で検討するためにも、日中一時支援事業の事業所の連絡会みたいなのが、去年はなかったんですけども一昨年まではあったので、まずそこからスタートしていかないと、3年はあつという間に過ぎてしまうので、動きをやっていたきたいなと思っています。

【委員長】 一昨年まで日中一時のグループ連絡会のようなものがあつたということでしょうか。

【委員】 ありました。

【委員長】 それがなくなったのですか。

【委員】 去年は1回も開かれていなかったのです。

【委員長】 それはどのような形式で置かれていたのですか。

【委員】 役所が、福祉課が声をかけていただいて。

で、事業所4、今5事業所ですけども、5事業所が集まって情報交換ということ、していました。

【委員長】 それは、ぜひ復活する方向で検討いただけないでしょうか。

【地域支援係長】 ご意見は伺いました。

【委員長】 去年から、成人期の仕事終了後をどうするかについて、その活用の一つに日中一時の活用はあり得るだろうという議論をしました。大事な問題だと思います。

【委員】 もう一つ。日中一時支援ですけども、25年度、26年度で多少増えてきていますが、今、成年もあるんですけども、実際に児童デイを使えない人たちの、学齢期前の子供たちのニーズというのが高くなってきています。特にセンターは、緊急を優先にしています。

幼児の方々、保護者の方のレスパイトとか、緊急保護的な部分でのサービスがほかにはないので、日中一時を使わざるを得ないという状況もある。で、これからも増えていくでしょうし、わかくさ学園の発達相談ないしは計画相談が円滑に進んできたことで、そういうサービス利用がわからなかった方々がサービスにつながったというのが数字にあらわれているのかなと、少し思います。

【委員長】 就学前の子どもの利用が増えているということですね。

【委員】 はい、少し増えております。

【委員長】 それは、わかくさ学園の計画相談が軌道に乗っていることと関係しているということでしょうか。

【委員】 私たちのつながりは、そこが大きいので、きっとそういうところはあるんじゃないかなと思っています。

【委員】 うちも、うちの児童デイはわかくさの発達相談室と連携をとらせていただいて、話してもらっています。そういう意味では、わかくさの発達相談室というのは、事業者にとってはいい支援なんじゃないかなと。

【委員長】 ニーズを掘り起こす役割を果たしているということですね。

【委員】 そうですね。

【委員長】 多くのご意見をどうもありがとうございました。これまで十分に議論できなかった視点も出され、継続して議論すべき課題も多いと思いました。それではここまでの意見を集約して、26年度の評価としたいと思います。

それでは、今から10分間休憩で4時から後半に移りたいと思います。

(休 憩)

【委員長】 それでは後半です。部会報告を中心に議論したいと思います。最初に相談支援部会から報告です。

【委員】 9月16日2時から4時まで、相談支援部会を開きました。資料の2-3ということでまとめておりますけれども、メンバーがかわっていますので、最初に自己紹介を行いまして、最初に計画相談についてのお話をしまして、現在進捗率は、計画相談80%を超えているということで、市から説明がありましたけれども、モニタリングと更新なんかが課題ということでした。あと、相談専門員が少なくて、負担がちょっと大きいのではという事業所もあるということが、現状としてはあるということです。

事業所の側からは、更新をするときに振り返りでモニタリングをしているんですけれども、更新の単価しかつかないのは疑問であるということですか、モニタリングの時期が、チェックはしているんだけど漏れてしまうとか、そういったことが出されました。

今後は、今回は請求業務とか、計画相談の管理のやり方をもうちょっと深め

たいということとか、計画書の書き方の事例なんかを検討したいということになっております。

あと、地域の課題ということですが、困難事例で、生活歴が難しいのではないかと多くのケースが多く出ていることとか、愛情不足なんかによるリストカットとかですが、あと、大人になって問題が出てくるケースとか、グループホームに入っても難しく、病院に入院されてしまう精神障害の方なんかがおられるということが出ました。

今後なんですけれども、今後も相談支援部会としては事例検討とか、地域の課題を検討していきたいということですが、それともう一つ、これは提案的などころなんですけれども、研修を相談支援部会でも、こちらの全体会で認めていただければ、1回やってみたいという話が出まして、計画相談に関することとか、あと相談、個別支援計画とか、障害者の権利を守るとか、そういったことをテーマにしてはどうでしょうかという提案も出ました。

それから、やり方といいますか、相談支援部会のやり方というところなんですけれども、部会のメンバーをどのようにするのかということで、新しい相談支援事業所なんかもどんどんできていますので、そういうところの参加を広げてもいいのかもしれないという提案もありましたし、あと、何か提案がありましたときに、部会メンバーの中で準備会をやって、そこである程度煮詰めて、部会でそれを議論していくというやり方もできるといいですねという提案がありました。

4番目のところで、記録についてということですが、これは持ち回りで、ノートで議事録をつけていってはどうかと提案をしたんですけれども、これはまだ時期尚早というか、そういうことで、現状維持でいきたいということになりました。

今回は11月5日に開くということで、そんな話になりました。以上です。

【委員長】 相談部会の内容としては計画相談、地域のこと、そして研修でしょうか。質問ご意見をお願いいたします。

【委員】 すいません、多摩小平保健所です。精神障害の方の支援で、いろいろとまたご協力いただいているかと思うんですけれども、地域の課題のところで書かれている生活歴で、「(愛情不足によるリストカットなど)」って、どういう事例なのかなど。リストカットって、結構重いテーマでもあるので、事例を教えていただければと思います。おわかりになれば。

～ 事例略 ～

【委員】 そうすると、その話を聞いただけでも、支援する側の方はとても

難しさを感じたりということであるかと思うんですけれども、今後としてのところで、あれなんですけれども、事例検討というのはほんとうに保健所も、スタッフが何度も何度もやってはいるので、多摩の精神保健福祉センターの活用を保健所がやっているの、そういうのが一緒にできるといいなと思ったので、職員のPTSDを防ぐためにも、自己責任にしてしまうことを何とか、その必要性がないということ認識できると、また働く意欲も継続していくということもあるので、そういうので一緒にやれたらいいなと思って。

【委員】 多摩保健所は、別に知的でも精神でも構わない？

【委員】 主に精神障害の、治療につながっていない方とか、治療中などの方。その中には、知的のこともそうかなと思える、複合的と言うんですけれども、複合のところの紹介のところでは、精神中心に複合された方も、対応を連携させてさせていただいています。主に精神障害中心ということになりますけれども。

【委員】 そこら辺のいろいろなところと、関係機関とかかわったほうがいいのかなと思ったので。

【委員】 そういうのでも、一応入ってもらおうというのも可能ですね。

【委員】 地区の担当保健師がおりますので、まず、どんなぐあいで、保健所がかかわる部分がどういうところになるかも、話、相談させてもらいながらになりますけれども、何か役に立てればいいかなと思うんですが。

【委員】 そうですね。職員をどう守るかというところなんですね。

【委員】 そうですね、それもありますね。保健所もメンタルやられそうになりますから、攻撃的になれば、人間です。なので、何とかみんな。それと、精神の専門医の判断って、すごくそういうときには必要になってくるので、それが症状なのか、本来のその人の人格的な問題なのかとか、対応が悪くてそうなったわけじゃないということがはっきりすれば、次の対応をどうするかという考え方に前向きになりやすいなと思うので、そのためには事例検討が必要だと。

【委員長】 いかがでしょうか。事例検討を積み重ねることについて、状況によっては保健センターの力を借りながらそれを行うということですが。

【委員】 ぜひよろしくお願ひしたいと思っていますし、事例検討で、ケア連絡会というのが東久留米で年に数回持たれていまして、そこでも、この間も事例検討をやりまして、保健所と多摩センターから来ていただきましたんですけれども、ケア連絡会じゃなくて、もうちょっと事業所ですとか、そういうところでの事例にも悩む事例がありますので、入っていただけると心強いなと思いますし。

【委員】 よろしくお願ひします。

【委員】 精神だけではなくて、知的障害とか身体障害のほうの事業所でも、精神的な点で問題を抱えている方もおられますので。

【委員】 そういったところにも入っていただけると心強いかなと思っております。ありがとうございます。

【委員】 これ、やり方に関しては、公開でやるということではないんだ。広げていく、ちょっと曖昧な言葉なんだけれども。

そうですね。やり方について。

【委員長】 具体的なアイデアはございますか。研修の企画やメンバー増員などでしょうか。

【委員】 今現在は部会のメンバーも、この自立支援協議会で承認していただいた方に参加していただいているという状況なんですけれども、相談支援事業所で新しいところなんかもありまして、そういうところが現在入っていない事業所の方もおられたりですとか、あと、作業所とかそういうところでもかかわっておられないところとか、当事者の方もそうなんですけれども、そういうところで、部会のメンバーのあり方について、全くルールがないということになりますと混乱するんですけれども、そこら辺はある程度確保しながら、広いつながりを持てるといいかなという感じもありますけれども。

【委員長】 もう少し広く部会員を増やしたい、委員のメンバー外、とりわけ新しく計画相談を始めた事業所へと広げたいというご提案と捉えてよろしいでしょうか。

【委員】 そうですね。徐々に広げていけるといいかなというものはあります。

【委員長】 部会のメンバーを広げるにあたって、ここで承認するというルールがありましたでしょうか。

【委員】 予算がついていない？ これはただで？

【委員長】 部会は特に何も、ちょっとあれで言えば、お金は出ないものなので。

【委員】 そうそう。

【委員長】 部会で確認がとれれば、部会メンバーを増やしていいということだったでしょうか。

【委員】 そのあたりのルールがはっきりわかっていないところがありました。

【委員長】 設置要綱ってありましたでしょうか。部会レベルには作っていませんが記憶があるのですが。

【委員】 設置要綱はあったと思う。

【委員長】 部会にもありますか。

【管理係長】 ないですね。

【委員長】 それでは、状況によっては、部会でコンセンサスが得られれば、新しい事業所の方なども部会にのメンバーになるという方向でよろしいでしょうか。もし増えたときは、本会議でご報告いただければと思います。

【委員】 はい。よろしくをお願いします。

【地域支援係長】 委員長、すみません。

部会については再検討させてもらっていいですか。

【委員長】 承知しました。

【地域支援係長】 すみません、ちょっと待ってもらっていいですか。すみません。

【委員長】 それでは再度、規定等を確認してください。

【地域支援係長】 そうですね。すみません、確認させてください。

【委員長】 確認してをお願いします。ただ、部会は「手弁当の会」ですので、積極的に部会の増員をお願いできればと思います。

研修会の企画が提案されていますけれども、これはいかがでしょうか。

【委員】 これは計画相談のつくり方ですとか、相談とか、ここに入れておきますけれども、権利擁護の関係とか、そういったものをやってはということろなんですけれども。

【委員長】 部会の中で講師を呼んで、学習会を行うイメージでしょうか。

【委員】 もう少し広げて、毎年やっています研修会がありますけれども、自立支援協議会の主催研修ということではありますが、それとともに、相談支援部会でも少し検討して、こういうものをやってはどうでしょうかということ提案させていただければと。

【委員長】 そうすると、主催研修会に積極的にテーマを提案したいということですね。

【委員】 提案をしたいということで。

【委員長】 確かにせつかく専門の部会を置いているので、専門の部会から研修会のテーマを提案するというのは適切だと思います。

準備会というのは、どのようなイメージでしょうか。

【委員】 相談支援の中ではいろいろなテーマがありまして、それが集まったときに会議を開いて検討しますと、準備が十分できないというところもありますので、ある程度、事前に準備会を開いて準備をしたものを発表して、それを検討するという方式をとれないかなと思っているんですけれども。

【委員】 忙しくなるんですか。大丈夫ですか。

【委員】 忙しくなりますけれども、ほどほどにやっと思っていますが。

【委員長】 今のご意見をうかがっていて、印象としては、相談部会では、計画相談と「相談としての相談」と広くテーマがあり、1つの部会の中で同時に進めていくというのは、結構大変だと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 そうですね。計画相談と、いわゆる一般の支援といいますか、利用者さんとかの、当事者の方をどういうふうにして社会復帰して、自立を助けていったらいいかという、2つの項目がありますので、そういう点が一緒になっていますので、少しそのあたりも検討していければと思っはおりますけれども。

【委員長】 それでは、これで相談支援部会はおしまいにします。続いて、住みよいまちづくり部会。部会長、お願いします。

【委員】 9月29日火曜日2時から、さいわい福祉センターで行いました。それで、1つは差別解消法についてで、28年4月1日に施行されて、新しい法律なので、どう一般市民や障害のある人たちに伝えていこうかということで、啓発運動を住みよいまちづくり部会で行っていきたいということで、依頼がありました。

これはいろいろ意見が出て、ヘルプカードの事例を出しながら、どうやってやろうかということで、できれば人の集まる場所で啓発ポスターを張ることができないかということで、その啓発ポスターについても、小学生に描いてもらったりとか、広がるような形ができればいいんじゃないかなという意見も出ました。

福祉課としては、人が集まる場所で触れ合えばいいということで、市がどこまでかかわることができるかというのは、市民と一緒に具体的に動くことができると考えているということです。

【委員】 結論。わかりやすいチラシ、当事者が話をする機会設定。当事者の方がどういう生活をしているのかなとか、どういうところが生活して困っているのかとか、障害のことを知ってもらおうというのは、直接市民の方に話したほうがわかりやすいんじゃないかなという話があったので、わかりやすいチラシと、そういう当事者が話をする機会を設けてほしいというのが、部会で話し合いができました。

防災については、モデルケースみたいななのをつくったらどうかという提案とか、運営連絡会の組織で……。

【委員】 モデルケースは、聴覚の方たちから実施。

【委員】 そうですね。聴覚の人たちが集合場所を決めて確認をとるところで、その自治会に了解をとり進めるが、その進め方に関しては、平山

さんに意見を聞きたかったということで、また意見を聞かせてもらえればいいかなと思います。

モデルケースというところで、私のほうで提案させてもらった部分もありまして、聴覚障害の方のこともあるし、先ほども言ったようにグループホームが各市でかなりできてきているので、グループホームを1つのモデルにしながら、防災について一つ一つ取り組んでいけるといいのかなと思いましたが、そういうことなんかも、今後また検討できたらいいかなと。

で、防災の市民団体なんかもおられますので、住みよいまちづくりは、なるべく市民の方に来ていただいて、その意見を聞きながら、障害のある人も1人の市民として、地域につながっていける暮らしができたらいいなという取り組みを進めていきたいなと思っています。

はい。

【委員長】 幾つか具体的な提案がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

【管理係長】 自分のほうからモデルケースの概要について、説明をさせていただきます。

委員のほうから以前よりご提案いただいたものについて、部会の中で改めて検討していこうということで、今回そのモデルケースとして考えているのは、聴覚障害を持った方が避難所で生活されるような状況になった場合、身の回りのことは当然、ご自身である程度やれることが想定されると。ただ、情報が入ってこない。実際にさきの大震災の避難所の事例とかの中で、例えば炊き出しの連絡が放送で入って、聴覚障害の方は行列を見て、何で並んでいるんですかというような状況があったということで、避難所の中でも通訳の人の支援が必要であると。ただ、市内の通訳の人的資源は限られているので、全ての避難所に通訳を派遣・手配することは難しい。

そういった状況の中で、委員からご提案をいただいたのは、どこか1カ所、避難所の中で、聴覚障害、通訳を必要とする方の集合場所を決めておいて、そこに、ある程度落ちついたら皆さん集まってくださいと。で、市内の通訳、もしくはある程度手話のできるボランティアの方が、ご自身のご家族との状況が落ちついた後に、そこに支援に行ってくださいと。そうすれば、例えばそのとき、通訳の方が1人、2人ぐらいしか支援に駆けつけられなくても、1人の通訳の方を通して、聞こえない方皆さんに情報が提供できるのではないのかと。そういったアイデアをいただきまして、防災防犯や、実際に避難所を運営する自治会の代表者の方などと、今後調整をしていきたいと考えている次第でございます。

モデルケースのイメージというか、概要としては、以上になります。

【委員】 私たちも逃げる場がそれぞれみんなばらばらで、聞こえる人と同じなんですけれども、そうすると、通訳の人が数も限定されていますので、聞こえない人、そのこの集まりに、通訳が1人ずつ入るのは難しいし、通訳も自分の命が優先ですから、いつ来てくれるかわからないという状態ですね。

それで、ろう協としての考え方としては、東久留米の中で、例えば東部、西部、南部、北部ってない？ 中央区という、そこに聞こえない人が集まれるような避難所を決めてほしいと。それを通訳者の人たちが、地震が終わった後で、自分の東部に駆けつけるとか、西部に駆けつけてきて、情報の交換をしてくれるというふうにしたいと思っていますね。それで、東久留米の中の東部地区センターとか、例えばさいわいセンターとか、場所をまず決めていただきたいと思う。聴覚障害者が逃げる場所を、最低4カ所ぐらいを確保してほしいと思っています。

【管理係長】 何カ所やれるかというのは、まだ全然動いていない状況なので、まずは1カ所、そういう場所がつかれるかどうか。

【委員】 障害者の指定場所というのを、例えば施設の人たちは、その自分の施設に逃げるとか、ほかの障害者の人たちはどういうふうに逃げるんですか。

【委員】 基本的には1次避難所があって。

【委員】 1次避難所でとりあえず避難して、それから2次避難所というのがあるので、自分たちがあった施設のほうに行くみたいな感じにはなるんですけれども。

【委員】 初めから指定が難しい場合は、1次に逃げて、その終わった後で、少し落ちついたら2次、例えばさいわいセンターとかに集合というような方法ということになるんですか。それで、もしさいわいセンターが2次的に逃げる場所と決まれば、その周り、幸町の周りの自治会などの人に、聞こえない人たちはこういう援助が欲しいと伝える1つのモデルとしてやれば、構わないと思っています。

【委員長】 ただ今の案は、1次避難所のようなことを一度試しにやってみたいというようなイメージでしょうか。

【委員】 できれば防災の市民団体と協力し合いながら、障害状況で分ける部分もあるし、あとは、その地域の中にどういう人たちがいるかということで、その避難場所をどう活用するかということもあると思うんですね。そういう意味で、聴覚の人たちにとってのやりやすいような避難は、それはそれとして一緒に追求していきながら、知覚障害の人とか、ほかの人たちをどうするのかと

いうのも、ちゃんと考えなきゃいけないのかなと思っています。

ただ、知的の場合はグループホームが増えてきているので、少しそこは避難訓練も含めて、自治会と連携をとるようなモデルケースができればいいかなということで、多分障害状況とか地域の状況によって、幾つか種類ができると思うので、そのできた種類を少しずつ取り組めたらいいのかなと思います。

【委員長】 少しずつそういった形で進めていくということですね。

【委員】 とにかく市民の防災の人たちを入れていかないと、私たち素人なので、参加することを条件にやりたいなというところでは、皆さんにもご承知していただけるといいなと思っています。

【委員長】 防災にかかわっている市民と共同して、障害のある人たちの防災を進めていくということだと思います。

【委員】 グループホームも大事だと思うんですが、やっぱり自立支援協議会として取り組むとしたら、視覚障害の方とか、ほんとうに状況がわかりにくくて避難ができない人たちも、ある程度核にしながらかやっついていかないとイケないかなって、ちょっと思います。

【委員長】 これから数を把握もしなければならぬでしょう。例えば、視覚障害のある方がどこに住まわれているなどです。

【委員】 前回の社会福祉審議会で、一応モデルの調査をしたときに、ある一定のアンケートをとって、そこに大体どういう人たちがいるかというのが把握できるという話も聞いたので、そこら辺もうまく活用しながら、聴覚障害、視覚障害や、知的障害という人たちと、市民とどうつながって防災ができるかという議論も、確かにできたらいいなと思います。

【委員長】 まずは一歩からスタートするということですね。

【委員】 そうですね。

【委員長】 もう一つ、結論で、わかりやすいチラシづくりがありますけれども、これはもう具体的に進めると考えてよろしいでしょうか。

【委員】 いいんですかね。

【委員長】 サイズの話も出てますのでかなり現実的なもののような気もしますが。

【委員】 でも、どうなの？ 募集とかって、小学生に募集という話も多功さんがしてくれたんだけど。

【管理係長】 実はヘルプカードのチラシの中には、障害者の作品を試行的に掲載させていただいたんですね。なので、同じような形がいいのか、ぜひ教育を巻き込んでというご意見があったので、学校のほうに協力して、学生さんにそういったものを一緒につくっていただくのか。どちらにせよ、予算

の措置もあるので、ちょっとお時間はいただきたいとは思っております。

【委員長】 行うにしても来年度に行うということでしょうか。

【管理係長】 そうですね。今年度はさすがにちょっと厳しいかなと。

【委員】 来年度の4月1日から差別解消法が始まるので。

【委員】 できれば、そのときからみたい。

【管理係長】 あまりおくれないうでできたらいいのかなというふうには。または、年末の障害者週間にぶつけるというのもタイミングではあるのかなと思うんですけども。

【委員】 ぶつけるというのは。

【管理係長】 そのタイミングで折り込みチラシを入れるという。

【委員】 そうなると、広くというのはなかなか難しくなる？

【管理係長】 いや、折り込みチラシ自体は全部に。

【委員】 違う違う。作品を、ポスターをつくる過程で、小学校の人たちに。

【管理係長】 むしろ、時間がある程度あるほうが、そういう調整はきくのかなと思います。時間がないと、そういうのはできないので。

【委員】 ポスターづくりから広く市民の人たちにお願ひすれば、広がるんじゃないかなというのが。

【委員】 委員さんの提案だったんだけど、それができるかどうかというのが、庁内でも諮っていた。

【管理係長】 まだ全然調整していないので。

【委員長】 今の提案は、差別解消法が始まることを、市民の方々にご理解いただくポスターを作成して、広く配布したほうがいいということと、できるならば市民の作品がポスターに掲載されているとより身近なものになるだろうということですね。でもそれは間に合わないかもしれないということですか。

【委員】 そうですね。だから、差別解消法を市民の人に伝えなくちゃいけないから、そういう伝えるツール、わかりやすく伝えるツールがあればいいんだけど、それを小学生の人にもわかるような形で伝えていって、それに基づいたポスターということになるのかなと思うんだけど、そこら辺のツールがあるかどうかは1つのポイントかなと。

【委員】 ポスターという案は、差別解消法の学習をしたうえで、小中学生に描いてもらうそこにという至るプロセスがあり、そこが大事だと思います。障害福祉課からなかなかいいアイデアですねとおっしゃっていただきました。

【委員長】 学校教育の中で差別解消法をきちんと伝えるために、まずは授業で差別解消法の話ができないかということですね。

【委員】 そのような趣旨だったと思います。

【委員長】 これは教育委員会と連携しなければならない事柄のようですが、その点はいかがでしょうか。

【管理係長】 ヘルプカードを周知する際に、実は学校にも協力していただいて、校長先生の集まる会議がございますので、そこでこういうポスターと、先生向けの文書であったり、そういうのをまいてくださいということでご協力をいただいたことがあるので、まずはそこに、また同じように協力を依頼していくような形になるのかなと思っています。

ただ、例えば授業とか、学校のカリキュラムの中で扱ってもらえるかどうかというのは、初めての試みになるので、まだできるかできないかは何とも言えない状況です。

【委員長】 それでは、ポスターと学校の授業という二つを考えていくということで良いでしょうか。

お願いします。

【障害福祉課長】 このときの話で、小中学校の話が出たのは、たしか子供さんから、まず今は大人に言うのではなくて、子供さんに話をしていくのがまず大事だという話が、多分最初にあったと。

【委員】 そうです。

【障害福祉課長】 たしかそうだと思いますね。で、もう一つが、チラシはつくっていくということは、そういうのを1つ、具体的にやってみましょうというのは、具体的なものを何かということで、チラシという話がたしか出たと思います。で、ポスターのというのはまだ今、話としては続けている最中かなと。

【委員】 別なアイデアとしてですか。

【障害福祉課長】 そうです。で、そういうアイデアをもう少し煮詰めていく中で、最終的に多分、チラシのところに落ちついたように私のメモの中ではあるように思うんですが、多分そういうのをここに書いていて、流れとしてはそういう流れですよ。

【委員】 はい、そうです。

【障害福祉課長】 ですので、まだ学習をした上でというのも、じゃ、どういう学習をするのか、どこがやるのかということも含めてございますし、現状では、そういうやり方もある、それを煮詰めていくということも、部会の中では考えていくかなという話だと思うんですけども。なので、ここまで確定的なことは、多分まだ話していないのかなと。ただ、いろいろなアイデアがいっぱい出たんですね。たまたまここにはそのうちの幾つかが載っているということかと思う。

【委員】 私がこれを記録してまとめましたが、結論とせず、方向性とすればよかったと思います。

【委員】 ただ、日程的にはそんなに猶予がある話じゃないですよ。12月の障害者週間にするのであれば、もう具体的にならなくちゃいけないし、3月だって、あつという間に来ると思うので、そこら辺がスケジュール日程に合わせて、やれることはやって、せっかく委員の人の意見もあったので、どういうふうに入れていくのかというのが大事なかなと思うんですけども。

【委員長】 学校は教育課程との兼ね合いもあるので、少し横に置いておきましょう。ここでできることを考えると、12月の障害者週間の取り組みに何らかの形で差別解消法を含めていくということと、年度内に市民に向けて「差別解消法が始まります」ということを伝えることでしょうか。後者の1つの方法論としては、チラシがありますが、これは予算計上と関係します。全く何もせずに年度を終えてしまうのは問題だと思いますが、いかがでしょう。

【委員】 一応、これは障害福祉課からの提案なので、一定程度あるのかなと思っはいるんですけども。

【委員長】 チラシのことですね。

【委員】 どういう方向でこれ、提案が。落としどころがどこなのかなと。

【障害福祉課長】 障害福祉の計画の中においても、検討していきますということで、たしか一応終わってはいたんですけども、それ以降、具体的な話って多分ないまま、この話をしていたと思うんですけども。で、予算のかかるものについてはきちっと要求していきますということで、だから具体的なものをご提示いただきたいんだということを私のほうではお話ししたつもりでいます。

ですから、スタートとしては、具体的に予算がかかるものであるならば、具体的なものを含めて予算要求していくということは可能なので、それは今の時期ですと、来年度ということになるのかもしれないですね。ですから、それ以外のものでお金のかからないものを、たしか私、例えばホームページとかをご紹介したつもりではいたんですけども、そういったところであれば予算がかからない中で、中身の詰めだけは時間をかけなきゃいけないと思いますけれども、できるのかなと。

ただ、チラシも含めて、どの程度のチラシをつくるかわからないですけども、予算はそれなりにかかるのであれば、当然28年度にきちっと計上して実施していきたいと思いますので、今年の障害者週間のというのは、なかなか今回のこの提案の内容では、持っていくのは難しいのかなと私は申し上げたつもりだったんですけども、来年の話として認識しているんですが。

【委員】 どうですか。

【障害福祉課長】 多分この中には、いつの時期のという記載がないので、予算立てして、きちっとやっているとすれば、当然当初予算に持ってくるわけですから、28年の4月。その前に何らかの形でお話をしていかなければいけないとすれば、今までそこら辺のお話をできていないので、お金のかかるものは難しいのかなとは思う。どのくらいの金額になるかとかは全然わからないんですけども、チラシもそれなりに予算が必要なものですし、本年度は、何しろ27年度は予定してごさいませんので。

【委員】 課長の構想の中では、解消法が始まってからということですね。

【障害福祉課長】 ですから、予算がかかるものとしては、できるものとするならば、予算がかかるものであれば28年度以降にはなってしまうことになります。

【委員】 では27年度中は、お金のかからない方法を、住みよいまちづくり部会で考えてくださいねということですか。

【障害福祉課長】 それもそうですし、28年度に向けての中身を詰めていく。いろいろな話をして。

【委員】 ヘルプカードのときも、ある程度の形は行政から出してきたら、この部分を検討してくださいねという感じなんだけれども、今の話だと、ゼロから全部つくれという話に聞こえるんだけれども。

【管理係長】 多分、チラシをつくるときの最短の流れだと、あと年内、おそらく1回か2回は住みよいまちづくりができると思うんですけども、その中で、ヘルプカードの作成と同じように、ある程度の素案みたいなものを部会の中で一緒に。

【管理係長】 つくって行って、ただ、予算的に来年度予算になると、来年の4月1日からでないとお金が使えないので、そこまでにある程度のガイドラインができていれば、印刷所に発注をかけて実際に折り込むというのが1カ月、2カ月ぐらいで、2カ月ぐらいですかね、最短でいけばできるのかなと。ただ、そのタイミングで配るのがいいのか、時期は半年ちょっと遅くなるんですけども、12月に障害者週間という機会もあるので、そのタイミングで、だから来年の12月に配ったほうがいいのか。

【委員】 そういう意味ね。

【管理係長】 どっちがいいのかということで、次回の住みよいまちづくり部会で、そのあたりを決めていく必要があるのかなと認識しております。

【委員長】 年度内は予算計上していないものについては、実施するのが難しい。ホームページは予算が関係しませんので、それは実施しましょう。また、自立支援協議会ニュースを発行しますが、これは予算計上されているものです

ので、その中で紹介することはできると思います。

来年度の予算には計上して、年度早々に差別解消法が始まりましたという形で伝えていく。つまり、年度内は自立支援協議会のニュースで、年度開けたらチラシなどの別の媒体で伝えていくというはどうでしょうか。

【委員】 自立支援協議会のニュースって、いつ発行されます？

【地域支援係長】 ニュースレターのことですか？

【管理係長】 ニュースレターですね。

【地域支援係長】 まだ決めていないですけども、年明けぐらいには発行の予定です。

【委員長】 年度内には作成することになります。

【委員】 そうすると、差別解消法をどう伝えるかというところでは、かなりあれは難しい部分もあるので、いろいろ市民にわかりやすく伝えていくところは、結構大変です。

【委員長】 書く内容は確かに難しいと思います。

【委員】 そこ、大変だよな。

【委員】 立場はちょっと違うかもしれないんですが、このたび差別解消法が4月1日に施行だということは、市の広報紙などで、おそらく何らかで触られるのではないかなと思うんですね。そこで十分伝えられないようなこととか、そういったことはチラシやポスターなどで補うという形で、自立支援協議会の中でより協議をしてつくられるというのが一般的かなと。

あくまでも市の立場や行政の責任として、差別解消法というのが施行されるということが何らかの手法なりでアナウンスされるのは、ほとんど予算もかからない話でできるかと。そういったところは、その原稿などを、ここの部会でも知恵を出してというところができるかと思いますが、そこで、どうしても紙面が4月1日ですと限られると思いますので、そういった中では、もう少し補ったものを、もう少し時間もかけて充実したもので、半年後でもタイミングを合わせて、障害者週間などのタイミングに合わせて出されるというのも1つではないかと、聞いていて、伺って、感じました。

【委員】 要するに、市報に出すんだから、出す部分については行政でしっかり。

【委員】 4月1日はそうですね。

【委員】 執筆責任としてつくってもらって、それを補うような形で、部会で書いたらどうかという。予算もないことだから、チラシとホームページというふうになるのか。

【委員長】 年度内はニュースレターで書くということではいかがでしょうか。

【委員】 ニュースレターに入れるチラシということの提案。そういう提案と受け取ってよろしいですか。

【委員】 そういう方法もとれるかなど。年度内は予算がないとなれば、そういう方法も。

【委員】 広報。

【管理係長】 市報のほうには一応、記事を掲載する予定になっています。

【委員】 またその記事の内容なんかも出していただいて、そこで、もうちょっと補ったほうがいいかなということを含めたチラシをつくるということで、年度内はやっていくと。で、ニュースレターに入れておくというふうな。

いなくなっちゃった。それでいいですか。

【委員】 わかりました。

【委員長】 遅めになってもしっかり位置づけるということです。

【委員】 何かいい参考なものって、ありますか。差別解消法の。

【委員長】 予定では、もう一点、先ほど新しい部会の提案があったのですが、これは次回の議題に入れることにします。就労系の部会を来年度以降、立ち上げるかどうかという提案です。

以上で本日の議題についてはおしまいです。最後に事務局からの報告です。

【地域支援係長】 平成27年度東久留米市自立支援協議会主催研修について、精神担当主査より説明させていただきます。

【精神担当主査】 よろしくお願ひします。本日の配付資料の2-5をごらんください。前回の会でお話させていただいた、11月の18日に行われる、東京都立小児総合医療センター副院長田中哲先生を講師として呼びする、地域自立支援協議会主催研修のリーフレットをつくらせていただきました。内容としては、こちらに書かれている内容となります。この内容で皆様よろしければ、各事業所にこれから、研修のご案内をさせていただこうかと思うのですが、よろしいでしょうか。

【委員長】 来年度は先ほど提案があったように、計画相談等を研修にしていくことも考えたいと思います。

【精神担当主査】 ありがとうございます。

【地域支援係長】 今回の会議の議事録は、いつものように後日、さいわい福祉センターから送付いたしますので、内容をご確認の上、返送してください。期限厳守でお願いします。

次回の自立支援協議会は、11月24日の火曜日2時半より、この同じ701会議室です。運営委員会のほうは11月17日の火曜日午前中で、9時半から205会議室です。

本日、車でいらっしゃる方は、駐車券をお渡ししますので、お帰りにお声がけください。よろしく申し上げます。

以上です。

【委員長】 次回は11月24日、14時半です。最後に、先ほど配布されたピンク色のチラシの説明です。

【委員】 わかりました。突然配って申しわけありませんけれども、10月18日に、耳の聞こえない私たちが市民の皆さんに理解してもらうためのいろいろなイベントがあります。どういう障害なのか、詳しく展示したり、または手話を挨拶から教えて、障害者の理解の一步としてもらって、きっかけにしてもらいたいとか、いろいろ一日中やっていますので、聞こえないということをご理解していただきたいと思って、来ていただきたいと思います。お忙しいと思いますけれども、暇なときはどうぞいらしてください。

【委員長】 お時間ある委員の方、関心ある周囲の方々へのご連絡もよろしく申し上げます。

以上で第2回地域自立支援協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —